

ベトナム株式プラス・オープン

追加型投信／海外／資産複合

愛称:

ベトナム・ドリーム



※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ユナイテッド投信投資顧問

■委託会社 < ファンドの運用の指図を行う者 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第414号

インターネットホームページ: <http://www.unitedinv.co.jp/>

お客様デスク: 03-5542-7150

(受付時間: 委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで)

■受託会社 < ファンドの財産の保管および管理を行う者 >

株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (株式、債券))	年2回	アジア エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

上記の商品分類及び属性区分の定義については、下記社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。
 <社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス <http://www/toushin.or.jp/>>

委託会社の情報

委託会社名	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
設立年月日	1999年9月17日
資本金	11億5,500万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	647億898万円

(2011年9月30日現在)

- ・ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。
 また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認いたします。
- ・投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・この目論見書により行う「ベトナム株式プラス・オープン」の募集については、発行者であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年6月30日に関東財務局長に提出しており、平成23年7月1日にその届出の効力が生じています。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成23年12月28日に関東財務局長に提出しております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

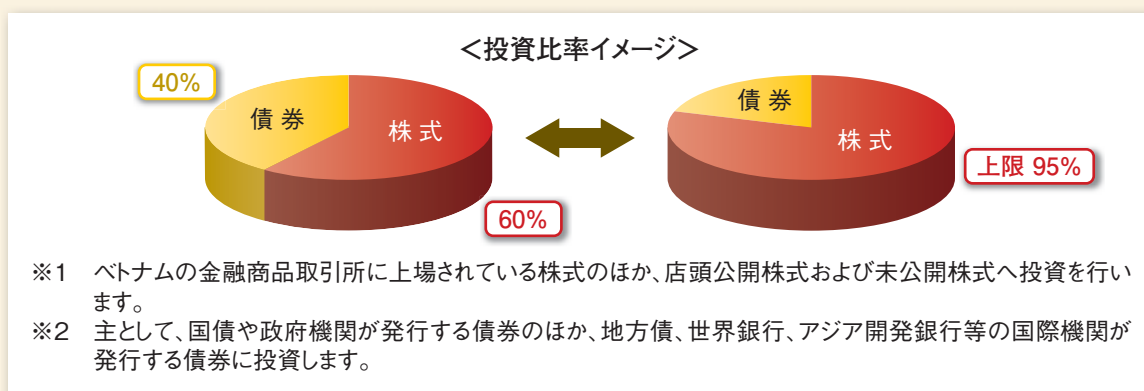
安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

1

今後の成長が期待されるベトナムの株式およびアジア諸国・地域の債券を実質的な主要投資対象とします。

- 投資信託証券への投資を通じて、主として、ベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」といいます。)の株式^{※1}に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。また、アジア諸国・地域の債券等^{※2}に投資を行うことで、安定的な収益の確保および流動性の確保を目指します。
- 実質的に投資する株式および債券の投資比率(原則として、株式60%:債券40%を基本とします。)については、ベトナム株式市場の規模、流動性および収益性ならびに当ファンドの設定・解約状況を勘案して決定します。ただし、原則として、実質的な株式等への投資比率は95%を上限とします。



2

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドが投資可能な投資信託証券^{※1}は以下の通りです。ただし、収益機会の追求やリスク分散等を目的として、適宜見直しを行います(原則として、半年毎に行います。)。その際、定性評価、定量評価等を勘案し、投資対象から外れたり、新たな投資信託証券(新たに設定される投資信託(投資法人を含みます。))を投資対象として指定する場合があります。

投資資産	ファンド名	運用会社
ベトナムの上場株式	ユナイテッド・ベトナム上場株式ファンド(適格機関投資家向け)	ユナイテッド投信投資顧問 ^{※2}
ベトナムの上場株式	db x-trackers FTSE Vietnam ETF	State Street Global Advisors Limited
ベトナムの未公開株式	ベトナム籍会社型外国投資信託「MB Capital Equity Fund 1」	MB Capital Management Joint Stock Company
アジア諸国・地域の債券等	ユナイテッド・アジア債券ファンド(適格機関投資家向け)	ユナイテッド投信投資顧問

※1 投資にあたっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券(「指定投資信託証券」という場合があります。))の中から選択した投資信託証券に分散投資を行います。投資する各投資信託証券の概要につきましては、「追加的記載事項 — 投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

※2 ベトナム株式等の運用に関する指図権限をMB Capital Management Joint Stock Companyに委託します。

ファンドの目的・特色

MB Capital Management Joint Stock Companyの概要

MB Capital Management Joint Stock Companyは、2006年に設立されたベトナムの運用会社(ベトナムの大手商業銀行であるMilitary Bankグループに属しています。)であり、ベトナムにおいては大手運用会社のうちの1社です。



原則として、為替ヘッジは行いません。

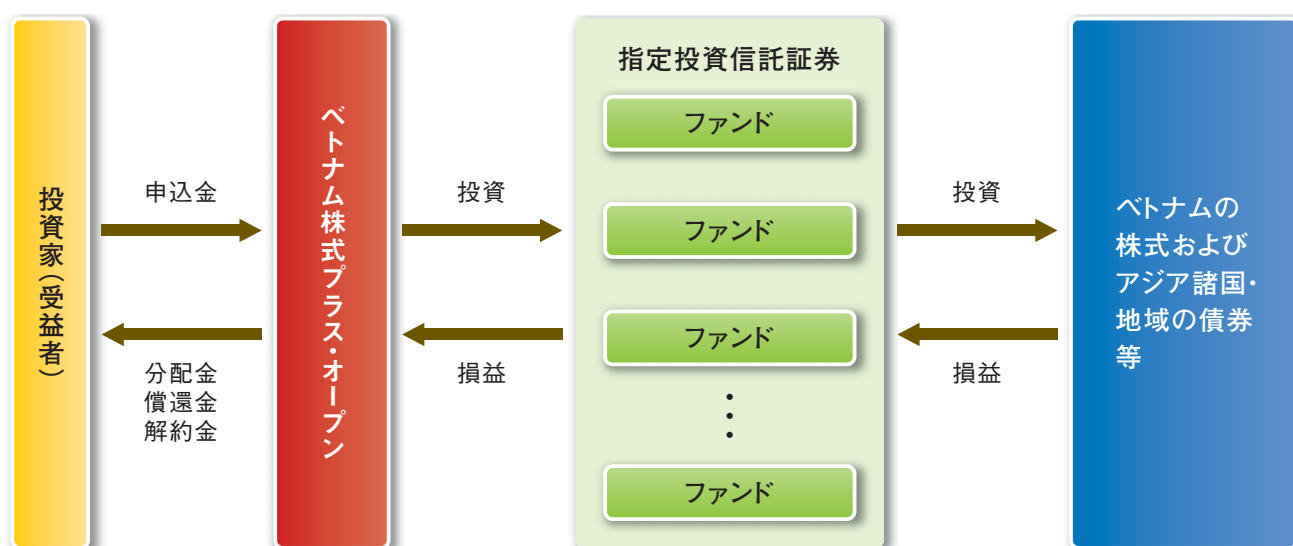
実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けます。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。

当ファンドは、信託約款に定める「別に定める投資信託証券(指定投資信託証券)の中から選択した投資信託証券」に分散投資を行います。



ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■ 分配方針

毎年3月31日および9月30日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に海外の株式や債券など値動きのある有価証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

有価証券の価格変動リスク

株式や債券の価格は、内外の政治情勢、株式や債券を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式や債券などの有価証券へ投資しますので、株式や債券の価格が下落した場合は、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治および経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合は、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

カントリーリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じてベトナムの株式およびアジア諸国・地域の債券に投資します。そのため、当該国の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度および税制度等の変更により、市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制もしくは税金が課されるような場合には、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

未公開株式への投資リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて未公開株式に投資します。未公開株式は、上場されている上場株式に比べ、発行者情報の正確性が保証されない、流動性が著しく劣る等の制約があるため、未公開の段階で売却を行う場合には、換金価格が著しく不利になる場合、換金までに相当期間を要する場合があります。また、上場企業に比べ、財務基盤や事業基盤が不安定な場合もあり、一般的に信用リスクも高い傾向にあります。したがって、上記のような事態が顕在化した場合には、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替えや組入れ比率の変更が、結果としてファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドの運用状況について、パフォーマンス分析および評価ならびにリスクの管理を以下の委員会を設けて行っております。

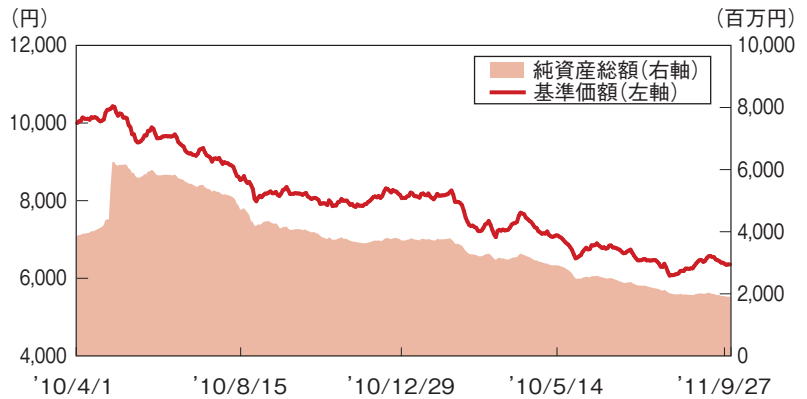
- パフォーマンスの考査
ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果が投資委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理
コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、内部統制委員会に報告され、審議を行います。

運用実績

データ基準日：2011年9月30日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	6,355 円
純資産総額	1,909 百万円



分配の推移

決算期	分配金
第1期 (平成22年 9月30日)	0 円
第2期 (平成23年 3月31日)	0 円
第3期 (平成23年 9月30日)	0 円
第4期 (平成24年 4月 2日)	—
第5期 (平成24年10月 1日)	—
設定来累計	0 円

* 分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

ファンドの内訳	組入比率 (%)
株式ファンド	63.5
ユナイテッド・ベトナム上場株式ファンド (適格機関投資家向け)	38.2
db x-trackers FTSE Vietnam ETF	4.4
ベトナム籍会社型外国投資信託「MB Capital Equity Fund 1」	20.9
債券ファンド	35.7
ユナイテッド・アジア債券ファンド (適格機関投資家向け)	35.7
現金等	0.8
合計	100.0

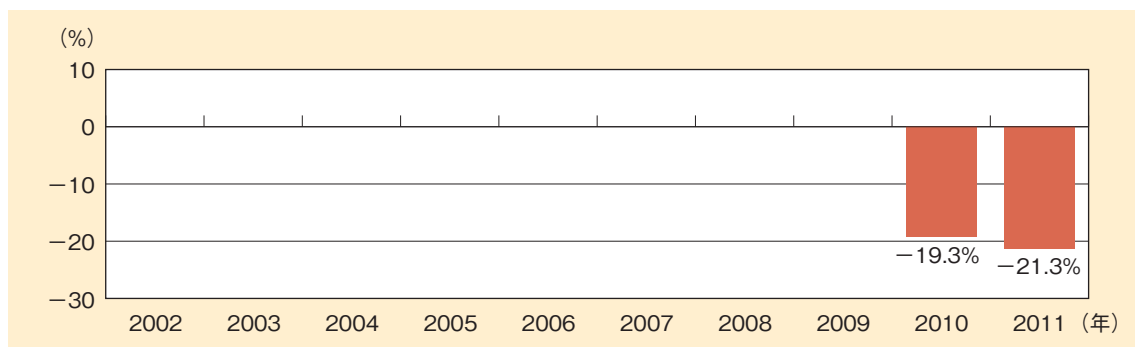
* ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

実質組入れ株式上位銘柄			ユナイテッド・アジア債券ファンド(適格機関投資家向け)の内訳	
銘柄名	業種	比率 (%)	ファンド名	比率 (%)
フーニュアン・ジュエリー	小売	5.3	中国・元・マザーファンド	5.6
HAGL	家庭用品	4.3	インド・ルピー・マザーファンド	5.4
ベトロベトナム・ドリリング	石油・ガス	3.3	インドネシア・ルピア・マザーファンド	6.2
ジェマデプト	工業製品・サービス	3.2	フィリピン・ペソ・マザーファンド	4.5
サイゴン証券	金融サービス	3.0	タイ・バーツ・マザーファンド	6.2
FPT	通信サービス	2.5	ベトナム・ドン・マザーファンド	4.4
ソ ندا工業団地・都市投資開発	建設・資材	2.4	現金等	3.4
Petrovietnam Construction	建設・資材	2.4	合計	35.7
ラムソン製糖	食品・飲料	2.1		
MB Bank	その他	1.8		

* 比率は純資産総額に対する比率です。

* 比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



* 当ファンドにはベンチマークはありません。2010年は設定日(4月1日)から12月末までの収益率です。2011年は9月末までの収益率です。

※ ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1口または1円単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額（1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金（解約）受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として換金（解約）受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金 申込不可日	以下の日においては、購入および換金（解約）のお申込みができません。 (a) 日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの銀行が休業日である日もしくは日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの取引所が休業日である日。 (b) 日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの銀行が休業日（土曜日および日曜日を除きます。）である日の前営業日もしくは日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの取引所が休業日（土曜日および日曜日を除きます。）である日の前営業日。 (c) 上記のほか、換金（解約）の支払い等に支障をきたす恐れがあるとして委託会社が定める日。
購入の申込期間	平成23年7月1日から平成24年6月28日 (期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金（解約）請求は、正午までにお願います。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金（解約）申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として平成32年3月31日までです。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・やむを得ない事情が発生したとき ・繰上償還することが投資者のために有利であると認めるとき
決算日	毎年3月31日および9月30日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は500億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																		
購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を 3.15% (税抜 3.0%) として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。																	
信託財産留保額	1万口につき換金（解約）受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。																	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.2915% (税抜 年1.23%) の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間末日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)</th> <th>年1.2915% (税抜 年1.23%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年0.420% (税抜 年0.40%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.840% (税抜 年0.80%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.0315% (税抜 年0.03%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資対象とする投資信託証券*</td> <td>年1.2126% (税抜 年1.169%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担</td> <td>年2.5041% (税抜 年2.399%)</td> </tr> </tbody> </table>		当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年1.2915% (税抜 年1.23%)	配分	委託会社	年0.420% (税抜 年0.40%)	販売会社	年0.840% (税抜 年0.80%)	受託会社	年0.0315% (税抜 年0.03%)	投資対象とする投資信託証券*		年1.2126% (税抜 年1.169%)	実質的な負担		年2.5041% (税抜 年2.399%)
	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年1.2915% (税抜 年1.23%)															
	配分	委託会社	年0.420% (税抜 年0.40%)															
		販売会社	年0.840% (税抜 年0.80%)															
		受託会社	年0.0315% (税抜 年0.03%)															
投資対象とする投資信託証券*		年1.2126% (税抜 年1.169%)																
実質的な負担		年2.5041% (税抜 年2.399%)																
<p>※当ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.5%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。</p>																		
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券取引に伴う手数料 (売買委託手数料、保管手数料等) ● 信託財産に関する租税 ● 監査費用 (消費税相当額を含みます。) ● 諸費用 (目論見書の作成費用など) <p>①目論見書などの作成および交付に関する費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用、④公告に係る費用、⑤法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用など</p> <p>なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、運用の状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。</p>																	

◆ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10%

※上記は平成23年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

■ 投資対象とする投資信託証券の概要

以下の内容は、今後変更となる場合があります。

ファンド名	ユナイテッド・ベトナム上場株式ファンド（適格機関投資家向け）
投資対象	ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」といいます。）の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。
投資方針・特色	①中長期的な信託財産の成長を目指します。 ②投資にあたっては、トップダウン・アプローチおよびボトムアップ・アプローチにより投資対象となる銘柄を選別し、投資を行います。 ③ベトナム株式等の運用に関する指図権限をベトナムの運用会社である MB Capital Management Joint Stock Company へ委託します。 ④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑤市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 1.7745%（税抜 年 1.69%）の率を乗じて得た額とします。
実績報酬	上記の信託報酬等のほか、毎年の運用実績のハイ・ウォーター・マーク超過分に対して 10.5%（税抜 10%）の実績報酬が発生します。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
投資顧問会社	MB Capital Management Joint Stock Company
受託銀行	三菱UFJ信託銀行

ファンド名	MB Capital Equity Fund 1
ファンド形態	ベトナム籍会社型外国投資信託
表示通貨	ベトナム・ドン
投資方針・特色	①信託財産の中長期的な成長を目指します。 ②主として、ベトナムの未公開株式および店頭公開株式に投資を行います。 ③投資にあたっては、トップダウン・アプローチおよびボトムアップ・アプローチにより投資対象となる銘柄を選別し、投資を行います。
管理報酬等	管理報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 2.12%の率を乗じて得た額とします。
実績報酬	上記の管理報酬等のほか、前期計算期間末の基準価額に対して当該計算期間末の基準価額がハードル・レート（12%）を超過した場合に、その超過分に対して 20%の実績報酬が発生します。
保管受託会社	Standard Chartered Bank Vietnam
運用会社	MB Capital Management Joint Stock Company

追加的記載事項

ファンド名	db x-trackers FTSE Vietnam ETF
投資方針・特色	FTSE Vietnam Index [*] に概ね連動した運用成果を目指します。 ※ FTSE Vietnam All-Share Index のサブインデックスであり、外国人投資家が購入可能な銘柄で構成される指数です。
上場取引所	シンガポール証券取引所
管理報酬等	年 0.85%
上場日	2009年7月8日

ファンド名	ユナイテッド・アジア債券ファンド (適格機関投資家向け)
投資対象	以下に掲げるマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 ・「中国・元・マザーファンド」 ・「インド・ルピー・マザーファンド」 ・「インドネシア・ルピア・マザーファンド」 ・「フィリピン・ペソ・マザーファンド」 ・「タイ・バーツ・マザーファンド」 ・「ベトナム・ドン・マザーファンド」
投資方針・特色	①安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②各マザーファンドへの投資を通じて、実質的にアジア各国の現地通貨建てのソブリン債券等（ソブリン債券等には、国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。）に投資を行います。 ③各マザーファンドへの投資配分比率は等配分を基本とします。また、半年毎に投資配分比率が等配分となるようにリバランスを行います。 ④投資対象国のなかには、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行うことが困難または適当でないと判断される場合があります。そのような場合には、当該投資対象国の現地通貨建てソブリン債券等に直接投資を行うことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバラブル・フォワード (NDF) 等を通じて投資を行います。 ⑤各マザーファンドの合計組入比率は、原則として高位を保ちます。 ⑥実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑦市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.5145% (税抜 年 0.49%) の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託銀行	野村信託銀行

U N I T E D
I N V E S T M E N T S